

運営要領の改正等について

本要領は、社会環境等諸情勢の変化する中、長い間、大きな改正はほとんどなく現在に至っている。

このため、このたびの事案を踏まえたうえで、「一定の基準を満たす品質性能の明確な製品の流通促進」及び「地域木材産業の育成振興」に向けて以下の通り変更する。

○ 現行の要領は、様々な内容を一つにまとめて制定してあるため、わかりにくく、また関連制度の改変への対応等も困難な状況にある。

そのため、使う側に立ってわかりやすく内容を整理・分割し、理解の促進を図るとともに、現状を踏まえて改善事項を追加する。

1 工場が行うこと、必要なことを分かりやすく工場向けに集約。

「工場認証実施要領」（事務）と「製品適否検査の手引き」（現場）として整理する。

2 現「越後杉ブランド認証に関する運営要領」を工場認証向けの「越後杉ブランド工場認証実施要領」と製品認証向けの「越後杉ブランド製品認証実施要領」に分割して整理するとともに、現場の技術者向けの「検査の手引き」により全体を構成する。

○ 「工場認証実施要領」の改正ポイント

1 品質管理技術員に係る定めを追加（役割を規定、講習受講の義務化）。

→ 責任体制を明確化し役割を規定し強化するとともに技術力の維持向上を図る。

（審査・監査への立ち会い、適否検査を担当、2年以内に受講等）

2 工場認証審査、定期監査、臨時監査等を定める。

→ JASを参考に用語を整理し、新たな手法を導入した監査を規定する。

3 工場認証の有効期間、検査方法の変更（3年を2年に変更、継続の場合認証審査と定期監査の同時実施）。

→ 継続して供給する能力等を維持しているか確認する定期監査を工場認証審査と同時に行い、審査と監査をあわせて工場認証を判断するこ

とで定期監査に権限を付与するとともに、効率的な実施による効果増大、経費縮減も図る。

- 4 前年度の出荷実績報告（年1回に）に合わせ、前年度の品質管理データの写しを提出し自己点検効果を図る。（1棟分または1か月分）
- 5 労働安全対策の徹底を図るため、「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守を追加する。
- 6 工場認証要件に「合法木材供給事業者」を追加。
→ クリーンウッド法の施行等に伴い各種制度への対応に配慮する。
- 7 必要書類の整理及び明確化を図る。
→ 事務の明確化、簡素化及び企業特性を活かした独自性の発揮による活力アップを図る。
- 8 所定様式の整理及び参考様式の提示
〈制定様式〉
 - 1号 工場認証申請書
 - 2号 審査・監査調書
 - 3号 工場認証書
 - 4号 県産材産地証明書
 - 5号 認証材出荷報告書
 - 6号 認証取消通知
〈参考様式〉
 - 1号 管理台帳
 - 2号 検査野帳
 - 3号 納品書兼認証材証明書